

第82回

# 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日  
(水曜日)  
午前10時



開催場所

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地  
学士会館 202号室

## 目次

● 招集ご通知	01
● 株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	03
第2号議案 取締役8名選任の件	05
第3号議案 監査役1名選任の件	10
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	11
(添付書類)	
● 事業報告	13
● 連結計算書類	32
● 計算書類	35
● 監査報告書	38
インターネットによる議決権行使のご案内	43

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

**また、感染拡大防止の観点から、極力、書面・インターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

太平電業株式会社

証券コード：1968

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地  
**太平電業株式会社**  
代表取締役 野 尻 穰  
社長執行役員

## 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のための措置を講じたうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後4時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。**

### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

### インターネットによる議決権行使の場合

43頁から44頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

## 記

1.	日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2.	場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目2番地 学士会館 202号室  ・感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、お座りいただけない場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3.	会議の目的事項	
	報告事項	(1) 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから政府等が要請している隔離期間が経過していない方は、別室に誘導させていただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから所定の隔離期間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
- 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載の上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第16条～第45条 (省略)	第16条～第45条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(附 則)</p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者  
番号

1

の じり じょう  
野 尻 穰

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月	当社入社
2007年7月	当社補修部長
2008年4月	当社執行役員補修部長
2009年6月	当社上席執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2012年4月	当社上席執行役員工事本部長
2012年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2013年4月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

- 生年月日  
1959年1月29日生
- 取締役会への出席状況  
14回／14回
- 所有する当社の株式の数  
19,700株

取締役候補者とした理由

野尻穰氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1964年9月8日生
- 取締役会への出席状況  
14回／14回
- 所有する当社の株式の数  
6,500株

候補者  
番号

2

いとう ひろあき  
伊藤 浩明

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月	当社入社
2007年1月	当社新名古屋火力8号系列電装建設所長
2014年4月	当社補修部長
2015年10月	当社執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2017年4月	当社執行役員東京支店長
2019年6月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長
2020年6月	当社取締役上席執行役員営業本部長兼電力事業本部長（現在）

## 取締役候補者とした理由

伊藤浩明氏は、上記略歴等のとおり、工事部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1963年5月15日生
- 取締役会への出席状況  
14回／14回
- 所有する当社の株式の数  
10,800株

候補者  
番号

3

くさ か しんや  
日下 慎也

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年3月	当社入社
2007年7月	当社名古屋支店営業部長
2010年4月	当社経理部長
2014年10月	当社執行役員経理部長
2017年4月	当社執行役員総務管理本部副本部長
2017年6月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
2018年4月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長
2021年10月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長（現在）

## 取締役候補者とした理由

日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1961年11月24日生
- 取締役会への出席状況  
13回／14回
- 所有する当社の株式の数  
7,900株

候補者  
番号

4

あり よし まさ き  
有吉 正樹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社
2002年 4月	当社太平洋セメント上磯事業所長
2010年 3月	当社上磯廃熱発電建設所長
2014年 4月	当社泊事業所長
2017年 4月	当社北海道支店工事部長
2019年 4月	当社執行役員東北支店長
2020年 6月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長
2021年 7月	当社取締役上席執行役員工事本部副本部長（現在）

取締役候補者とした理由

有吉正樹氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1963年8月27日生
- 所有する当社の株式の数  
1,000株

候補者  
番号

5

おか もと しん ご  
岡本 真吾

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3月	当社入社
2014年 5月	当社設計部電装設計課長
2016年 4月	当社東北支店次長
2017年 4月	当社執行役員東北支店長
2019年 4月	当社執行役員名古屋支店長（現在）

取締役候補者とした理由

岡本真吾氏は、上記略歴等のとおり、技術部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。





- 生年月日  
1954年9月23日生
- 取締役会への出席状況  
14回／14回
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

6

あさ い さとる  
浅井 知

独立

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社
2014年3月	博士(工学)学位授与
2014年9月	(株)東芝退社
2015年4月	大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻教授
2020年4月	大阪大学接合科学研究所ダイヘン溶接・接合協働研究所特任教授(現在)
2020年6月	当社社外取締役(現在)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浅井知氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また溶接工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日  
1952年8月4日生
- 取締役会への出席状況  
10回／10回
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

7

わだ いちろう  
和田 一郎

独立

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	弁護士登録 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所) 入所
1990年7月	長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所) 退所
2004年6月	日本弁護士連合会・労働法制委員会副委員長(現在)
2006年10月	日本司法支援センター・扶助審査委員(現在)
2010年7月	公益財団法人三島海雲記念財団理事(現在)
2016年6月	当社社外監査役
2019年2月	牛嶋・和田・藤津法律事務所開設
2020年6月	当社社外監査役退任
2021年6月	当社社外取締役(現在)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田一郎氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日  
1984年1月1日生
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

8

こ じ ま ふ ゆ き  
小 島 冬 樹

独立

新任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 9月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所
2017年 1月	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
2019年 4月	東京大学法学部非常勤講師
2020年12月	森・濱田松本法律事務所退所
2021年 1月	ひふみ総合法律事務所入所 ひふみ総合法律事務所パートナー弁護士（現在）
2021年 3月	東京大学法学部非常勤講師退任
2021年10月	新生キャピタルパートナーズ(株)社外監査役（現在）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小島冬樹氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 和田一郎氏は2021年6月の就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 浅井知、和田一郎、小島冬樹の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 浅井知、和田一郎、小島冬樹の各氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
5. 浅井知氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。和田一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。当社は、浅井知、和田一郎の両氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、小島冬樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間でも、当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の21頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

監査役大村廣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



● 生年月日  
1954年1月5日生

● 所有する当社の株式の数  
0株

ひぐち よしゆき  
樋口 義行

独立 新任

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年5月	公認会計士登録
2006年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2010年11月	有限責任監査法人トーマツ東京事務所総務担当
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ本部総務担当
2019年6月	有限責任監査法人トーマツ退所
2019年7月	樋口義行公認会計士事務所開設
2019年12月	EPSホールディングス(株)社外監査役（現在）
2021年3月	(株)日本マイクロニクス社外取締役（現在）

## 社外監査役候補者とした理由

樋口義行氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 樋口義行氏は社外監査役候補者であります。
3. 樋口義行氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である樋口義行氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の21頁に記載のとおりです。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である山田攝子氏および第3号議案をご承認いただくことを条件に社外監査役に就任予定の樋口義行氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



- 生年月日  
1956年3月13日生
- 所有する当社の株式の数  
0株

ゆ ば あきら  
弓 場 法

独立

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年3月	公認会計士登録
1992年1月	弓場公認会計士事務所開設
2003年6月	税理士登録 弓場法税理士事務所開設
2015年2月	日置電機(株)社外監査役(現在)
2015年6月	当社社外取締役
2021年6月	当社社外取締役退任
2021年11月	エフビー介護サービス(株)社外取締役(現在)
2022年4月	長野県包括外部監査人(現在)

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

弓場法氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 弓場法氏が、社外監査役に就任した場合、(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である弓場法氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の21頁に記載のとおりです。弓場法氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役・補欠監査役（予定）の専門性・経験

以下の一覧は取締役・監査役・補欠監査役（予定）が有する専門性・経験の全てを表したものではありません、主なものに●をつけております。

氏名	本定時株主総会後の地位（予定）	主な専門性・経験							
		企業経営・経営戦略	施工管理	研究開発	財務・会計	グローバル	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	営業	
野尻 稯	取締役	●	●	●			●	●	
伊藤 浩明	取締役	●	●	●		●		●	
日下 慎也	取締役	●			●	●	●	●	
有吉 正樹	取締役	●	●	●		●		●	
岡本 真吾	取締役	●	●	●		●		●	
浅井 知	社外取締役			●					
和田 一郎	社外取締役						●		
小島 冬樹	社外取締役						●		
青木 豊	監査役	●	●	●		●		●	
山村 康憲	監査役				●	●			
山田 攝子	社外監査役						●		
樋口 義行	社外監査役	●			●				
弓場 法	補欠監査役	●			●				

以 上

# (添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により断続的に経済活動が制限され、原材料価格の高騰や燃料コストの上昇により、依然として厳しい状況に置かれておりました。世界経済においても、ウクライナ侵攻によるロシアに対する経済制裁等に伴う資源価格の高騰により、景気の下振れリスクが高まり、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの主力事業である電力業界におきましては、エネルギー基本計画が改定され、2030年度に向けた温室効果ガスの削減政策の道筋やエネルギーコストの低減等が示され、電源の脱炭素化と電化の推進を軸にカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが進められました。

このような事業環境のもと、当社グループは2020年度からの中期経営計画を推し進め、事業領域の拡大に向け、昨年8月にEPC<sup>(注)</sup>案件受注に向けたエンジニアリング専門の子会社を設立、同年11月にはカーボンネガティブを目指し自社発電所において排出した二酸化炭素の一部を二酸化炭素回収装置により回収し、構内に設置する農業ハウスに利用する循環型システム導入を決定するなど、新たなビジネスモデルに挑戦しております。さらに、工事会社として最重要な安全・品質の向上と法令遵守に主眼を置いた新規プロジェクトを起ち上げ、全国の拠点を指導強化することで、全社的に従業員の意識改革やスキルアップに取り組んでまいりました。また、電力の安定供給に寄与すべく、継続的な新技術・新工法の開発により、安全・品質・工程の確保、コスト削減に取り組み、企業価値の向上を図ってまいりました。

その結果、業績につきましては、受注高1,208億4千4百万円(前年同期比3.1%減)、売上高1,269億8百万円(前年同期比0.7%減)、うち海外工事は61億5千3百万円となりました。利益面につきましては、営業利益104億5千7百万円(前年同期比41.3%増)、経常利益131億2千5百万円(前年同期比57.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益84億6百万円(前年同期比49.7%増)となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2022年2月10日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、前連結会計年度と比較し1株当たり20円増配し、100円と決定いたしました。

(注) EPC : Engineering (設計)、Procurement (調達)、Construction (建設)

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

### 建設工事部門

受注高は、前年同期に比べ事業用火力発電設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、438億8千1百万円(前年同期比27.4%減、構成比36.3%)となりました。

売上高は、前年同期に比べ自家用火力発電設備工事が増加したものの、事業用火力発電設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、532億9千4百万円(前年同期比7.3%減、構成比42.0%)となり、セグメント利益は19億1千万円(前年同期比25.2%減)となりました。

### 補修工事部門

受注高は、前年同期に比べ事業用火力発電設備工事および原子力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、769億6千2百万円(前年同期比19.6%増、構成比63.7%)となりました。

売上高は、前年同期に比べ製鉄関連設備工事が減少したものの、事業用火力発電設備工事および自家用火力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、736億1千3百万円(前年同期比4.8%増、構成比58.0%)となり、セグメント利益は117億8千1百万円(前年同期比43.3%増)となりました。

### 部門別の受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設工事	50,739	43,881	53,294	41,326
補修工事	34,550	76,962	73,613	37,900
<b>合 計</b>	<b>85,289</b>	<b>120,844</b>	<b>126,908</b>	<b>79,226</b>
国内	82,895	108,942	120,754	71,083
海外	2,393	11,902	6,153	8,142

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 建設工事部門は、火力、原子力発電設備や製鉄関係、環境保全、化学プラント等の設備据え付けや改造工事等と、これらの設備に付帯する電気計装工事、保温、塗装工事等の施工、および各種プラント設備の解体、廃止措置等の事業を行っております。  
 3. 補修工事部門は、同上の各種プラント設備の定期点検、日常保守、修繕維持等の事業および発電所の運転業務等を行っております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額81億3千1百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、不動産（東京都千代田区）の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、16億8千5百万円の借入金を返済しております。

また、設備投資資金の調達のため、長期借入金として40億円の借入を実行しております。

なお、貸出コミットメントライン契約に基づく借入枠は130億円であり、当連結会計年度末における借入未実行残高は130億円であります。

また、第1回無担保社債の4億円、第2回無担保社債の10億円、第3回無担保社債の30億円を償還しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの治癒薬普及などにより、経済活動が正常化に向かい、景気の持ち直しが期待されます。しかしながら、ウクライナ情勢や米国経済の動向により、資源価格の高騰や金融市場の動揺といった不透明感が消費者や企業のマインドに影響し、消費や投資の鈍化が懸念され、景気の先行きは一層注視が必要となっております。

当社グループの主力事業である電力業界は、電力需給に課題が残る中で、再生可能エネルギーの最大限の導入、原子力の再稼働・安定運転、ゼロエミッション火力の技術開発が急がれ、「S+3E（安全性+安定供給、経済性、環境）」を前提とした2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みがより一層進められると思われれます。

次期連結会計年度においては、当社グループは、「中期経営計画（2020年度～2022年度）」の最終年度にあたり、「持続的発展のための企業基盤向上」と「事業環境変化に対応できる収益基盤の確保」、「売上1,000億円をベースとして1,500億円に向けて筋力増強」の基本方針のもと、経営資源の最適化、戦略的投資を継続してまいります。本年4月から株式会社東京証券取引所の市場再編に伴い、当社はプライム市場の一員として、コーポレートガバナンスの強化、気候変動関連情報の開示、ESGの取り組みを一層強化し、2050年のカーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギー関連事業の拡大、原子力発電設備の新規制基準対応工事、火力発電設備の燃料転換工事、EPC案件の受注促進、海外拠点の拡大等に積極的に取り組んでまいります。また、幅広い人材を確保するため、広報・広告活動により、知名度をあげていくとともに、開かれた世界で活躍できる次世代の人材の育成を行い、技術の伝承を着実にを行いながら、より一層企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第79期 (2018年度)	第80期 (2019年度)	第81期 (2020年度)	第82期 (当連結会計年度)
受 注 高	103,209	125,393	124,747	120,844
売 上 高	101,141	119,459	127,779	126,908
経 常 利 益	4,013	9,580	8,329	13,125
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,795	6,190	5,613	8,406
1株当たり当期純利益(円)	149.13	326.75	295.54	442.50
総 資 産	107,995	127,571	128,757	131,738
純 資 産	63,363	67,623	73,113	80,423

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第82期の期首から適用しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
株式会社日本機械製作所	50	100	建設業（発電設備等の機器の据付施工）
豊 楽 興 産 株 式 会 社	10	100	発電設備に付帯するバルブ・継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作（フィリピン）
PT. Taihei Dengyo Indonesia	50,000百万ルピア	85	発電設備等の施工（インドネシア）
株式会社古田工業所	20	62.5	建設業（発電設備等の溶接施工）
富士アイテック株式会社	80	45	建設業（発電設備等の保温・保冷および塗装施工）
☆ 東京動力株式会社	80	31.3	建設業（発電設備等の機器の据付施工）

(注) ☆印は持分法適用会社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持およびこれらに関連する事業を展開しております。

また、発電所の運転業務およびこれに関連する事業を展開しております。

- 当社建設業許可番号 ①（特-2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日  
 ②（般-2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日

## (8) 主要な事業所

- ① 当 社  
 本 社 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地  
 支 店 北海道支店（北海道札幌市）  
 東北支店（宮城県仙台市）  
 東京支店（東京都千代田区）  
 名古屋支店（愛知県名古屋市）  
 北陸支店（富山県富山市）  
 若狭支店（福井県敦賀市）  
 大阪支店（大阪府大阪市）  
 中国支店（広島県広島市）  
 九州支店（福岡県北九州市）
- ② 子 会 社  
 （国 内） 株式会社日本機械製作所 本社（愛知県名古屋市）  
 豊楽興産株式会社 本社（埼玉県久喜市）  
 株式会社古田工業所 本社（埼玉県久喜市）  
 富士アイテック株式会社 本社（東京都千代田区）  
 （海 外） TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC. 本社（フィリピン）  
 PT. Taihei Dengyo Indonesia 本社（インドネシア）
- ③ 関連会社  
 東京動力株式会社 本社（神奈川県横浜市）

## (9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,757名	17名減	41.7歳	14.9年
女 性	213名	8名増	37.3歳	8.3年
計	1,970名	9名減	41.2歳	14.2年

## (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,243
株式会社三井住友銀行	3,325
株式会社常陽銀行	640
株式会社千葉銀行	570

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の香港支店におきまして、2022年1月上旬から中旬にかけて、悪意ある第三者による虚偽の指示に基づき資金を流出させる事態が発生いたしました。

なお、流出した資金の保全および回収手続きを継続して実施しております。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 69,479,500株
- (2) 発行済株式の総数 20,341,980株
- (3) 株主数 3,418名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,903	9.97
光通信株式会社	1,427	7.47
株式会社UHPartners 2	1,344	7.04
第一生命保険株式会社	982	5.14
太平電業社員持株会社	907	4.75
西華産業株式会社	753	3.95
株式会社三井住友銀行	696	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	552	2.89
株式会社東京エネシス	537	2.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	500	2.62

(注) 持株比率は、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)所有の当社株式97,076株を除く自己株式(1,243,352株)を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入を決議いたしました。

なお、当連結会計年度末において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式数は97,076株であります。

② 当事業年度におきまして、政策保有株式を1銘柄売却しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 尻 穰	
取締役専務執行役員	竹 下 康 司	工事本部長
取締役常務執行役員	鶴 長 徹	技術本部長
取締役上席執行役員	日 下 慎 也	総務管理本部長
取締役上席執行役員	伊 藤 浩 明	営業本部長兼電力事業本部長
取締役上席執行役員	有 吉 正 樹	工事本部副本部長
取 締 役	加 藤 祐 司	弁護士
取 締 役	浅 井 知	大阪大学特任教授
取 締 役	和 田 一 郎	弁護士
常 勤 監 査 役	青 木 豊	
常 勤 監 査 役	山 村 康 憲	
監 査 役	大 村 廣	公認会計士
監 査 役	山 田 攝 子	弁護士 中野冷機株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役加藤祐司、浅井知、和田一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役加藤祐司、浅井知、和田一郎の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役大村廣、山田攝子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役大村廣、山田攝子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 監査役大村廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役山田攝子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. その他の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
執 行 役 員	大関 克彦、山内 勝則、高橋 秀明、近嵐 弘樹、岡本 真吾、小畑 忠司、油治 誠、内山 勝見、三上 功二、事口 悟、龍野 淳一、米田 正吾

## (2) 事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ① 新任取締役及び新任監査役

取締役和田一郎氏および監査役青木豊、山村康憲の両氏は2021年6月29日開催の第81回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

### ② 退任取締役及び退任監査役

取締役水口義久、弓場法の両氏および監査役光富勉、小笠原広己の両氏は任期満了により、2021年6月29日に退任いたしました。

### ③ 事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
日下慎也	取締役 上席執行役員 総務管理本部長	取締役 上席執行役員 総務管理本部長兼 経理部長	2021年10月1日
有吉正樹	取締役 上席執行役員 工事本部副本部長	取締役 上席執行役員 東日本統括兼 工事本部副本部長	2021年7月1日

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意または重過失、法令等の違反行為であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償はされません。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役および監査役であり、その保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の固定報酬と賞与は、役位、経営経歴、業績等を勘案した基本テーブルと係数により体系的に算定・評価できるようにしております。

中長期業績連動型株式報酬は、当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率の目標に対する達成度に基づき、毎年、役位に応じて社外取締役を除く取締役に一定のポイントが付与されます。ポイントは、累計して取締役退任時に当社株式を交付されることで当社の株価と連動しており、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした設計にしております。連結営業利益率を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任をはかる上で、連結営業利益率は最も適切な指標の一つと判断したためであり、より高い連結営業利益率を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会において審議を行い、その決議によって決定しております。

なお、当社は2021年10月14日に委員の過半数を独立社外取締役で構成された指名・報酬諮問委員会を設置しており、本株主総会以降で選任される取締役の報酬制度および個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会に答申され決議承認されました。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く）と決議いただいております。当該定時株主総会で選任された取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）であります。

また、別枠で、取締役（社外取締役を除く）について、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として、合計200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会で選任された取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。2020年8月6日の取締役会において、2020年度からの3年間の延長を決定しております。

監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会で選任された監査役の員数は4名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度にかかる取締役の固定報酬と賞与は、総務担当役員が素案作成し、取締役会で総額を決議後、個人別の報酬については代表取締役社長野尻穰に一任し、稟議決裁しております。その内容は、全取締役および監査役が閲覧できることから、取締役会はその内容が上記①の決定方針に沿うものであると判断しております。また、代表取締役社長に一任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、最も適しているからであります。

#### 4 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬等)	中長期業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役	359	190	107	62	11
(うち社外取締役)	(21)	(21)	(—)	(—)	(5)
監 査 役	41	41	—	—	6
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人員は、取締役9名、監査役4名ですが、上記支給額には2021年6月29日付をもって退任した取締役2名および監査役2名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。賞与は、役位、経営経験歴、業績等を勘案した基本テーブルと係数により体系的に算定・評価できるようにしております。
3. 業績連動報酬および非金銭報酬として中長期業績連動型株式報酬を導入しております。
- <中長期業績連動型株式報酬の算定方法>
- 下記の方法に基づき算定の上、1事業年度あたりに取締役に付与するポイント数（株式数）を確定します。原則として、累計したポイント数に相当する株式数が取締役の退任時に交付されます。
- <ポイント計算>
- 毎年3月31日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という）のポイント計算を、同日時点で制度対象者として存在する者を対象者として行い、同年6月1日に当該ポイントを当該制度対象者に付与するものとします。なお、制度対象者が毎年4月1日から同年5月31日までの間に、海外赴任する場合にあっては海外赴任が決定する日に、直前の評価対象事業年度に係るポイントを当該制度対象者に付与するものとします。付与ポイントの算定にあたっては、次の算定式に従うものとします。
- 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数
- なお、取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において81,000ポイントとして決議いただいております。基本ポイントの適用にあたっては、評価事業対象年度3月31日時点の取締役の役位に基づくものとします。
- (業績連動係数)
- 付与ポイントの算定に用いる業績連動係数は、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率を目標として、目標達成度に基づき、決定します。
- 連結営業利益率の目標達成率 (%) = (連結営業利益率の実績値 ÷ 連結営業利益率の目標値) × 100 (小数点第1位を四捨五入)
- なお、当事業年度における連結営業利益率の目標値は5.5%であり、実績値は8.3%であるため、連結営業利益率の目標達成率は150.4%となります。



## (6) 社外役員に関する事項

### 社外取締役及び社外監査役の状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	加 藤 祐 司	<p>当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は3回開催され、全て出席しております。</p>
取 締 役	浅 井 知	<p>当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に工学博士としての専門的な知識および他社等での経験を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は3回開催され、全て出席しております。</p>
取 締 役	和 田 一 郎	<p>昨年就任以来当事業年度中に開催された取締役会10回全てに出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は3回開催され、全て出席しております。</p>
監 査 役	大 村 廣	<p>当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>
監 査 役	山 田 攝 子	<p>当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

## 5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

### 【基本方針】

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- ② 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- ③ 社長室経営企画課が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。
- ④ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはそのおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- ⑤ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存・管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- ② 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が、有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- ② 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

- ③ 当社およびグループ会社の経営に大きな影響を及ぼす恐れのある各種リスクについては、定期的開催する各種委員会にてリスク発生の可能性を把握し、対策の検討等の管理ができる体制を敷く。各種リスクが発生した場合、経営リスクの低減・予防ならびに発生時の迅速な対応を目的として、代表取締役社長を対策本部長とし、業務執行取締役および関係部署で組成される対策本部を設置する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
- ② 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会、経営会議ならびに予算会議を定期的開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- ③ 執行役員制度によって、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- ④ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

#### **(5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- ② 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づいて、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- ④ 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- ⑤ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑥ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ⑦ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

- ⑧ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- ② 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役会の同意を得るものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ④ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

#### (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- ② 監査役の実務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ③ 当社は、監査役の実務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

### (1) 内部統制システム全般

社長室経営企画課が「内部監査規程」および年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適法かつ適正に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長・監査役会へ報告を行っております。当事業年度は、当社およびグループ会社において6箇所の監査を実施しております。

### (2) コンプライアンス体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。
- ② 社長を委員長とする法令遵守委員会を毎月1回開催し、関連法令についての理解を深めるとともに、関連法令に関する重要事項について審議、検討を行っております。また、社長室経営企画課および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、その推進に努めております。
- ③ 内部通報制度の窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

### (3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から毎月定期報告を受けているほか、年1回グループ会社連絡会を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

#### (4) 取締役の職務執行

- ① 当事業年度は、「取締役会」を14回、「執行役員会」を8回それぞれ開催し、各取締役は担当分野について業務執行状況を報告しております。
- ② 取締役会規則に定める上程基準に則って、議案を絞って付議し、「取締役会」の実効性を高めております。
- ③ 全取締役、全監査役が取締役会の実効性を「構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「機関投資家等との対話」の各項目についてそれぞれ評価したものを第三者機関がとりまとめ、「取締役会」が適切に機能しているか分析・検証しております。

#### (5) リスク管理体制

- ① 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。
- ② 全社的なリスク管理については、事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、全社に水平展開しております。
- ③ 事業を取り巻く各種リスクに的確に対応できるよう、機能・権限の見直し、支店機能の拡充、専門部署の創設、適切な人員配置などにより組織力の強化を図っております。
- ④ 経営に大きな影響を及ぼす重大なリスクについては、「法令遵守委員会」はじめ各種委員会を定期的に開催し、リスク発生の可能性の把握・予防措置の検討を行っております。経営に大きな影響を及ぼす重大なリスク事象が発生した際には、「リスク管理規程」に基づいて、対策本部長である代表取締役社長が関係部署を招集し、対策本部を組成して迅速にリスク低減に向けた対応を行っております。
- ⑤ 情報セキュリティについて、当事業年度は標的型攻撃メール対策の訓練を2回実施しております。また、「情報管理規程」や「情報管理基本ルール」を制定し、その徹底のため、eラーニングによる社員教育を実施しております。さらに、サイバーセキュリティ対策については、監視システムを構築して常時安全な状態を確保しております。

#### (6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、「取締役会」のほか「予算会議」、「経営会議」、「法令遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視、検証をしております。
- ② 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告、協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ③ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。当事業年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。
- ④ 監査役は、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け監視、検証しております。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度80円に対し20円増配し、1株当たり100円といたします。



# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>89,631</b>
現 金 預 金	19,652
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	48,725
電 子 記 録 債 権	6,116
未 成 工 事 支 出 金	11,122
材 料 貯 蔵 品	47
前 払 費 用	245
未 収 消 費 税	3,005
そ の 他	720
貸 倒 引 当 金	△ 4
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,107</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21,137</b>
建 物 ・ 構 築 物	8,374
機 械 ・ 運 搬	3,740
工 具 器 具 ・ 備	314
土 地	8,144
リ ー ス 資 産	215
建 設 仮 勘 定	348
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>340</b>
借 地 権	37
リ ー ス 資 産	42
の れ	24
そ の 他	235
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>20,629</b>
投 資 有 価 証 券	10,092
長 期 貸 付 金	221
事 業 保 険 料	1,288
繰 延 税 金 資 産	1,138
賃 貸 不 動 産	6,858
長 期 性 預 金	294
そ の 他	980
貸 倒 引 当 金	△ 245
<b>資 産 合 計</b>	<b>131,738</b>

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
<b>流 動 負 債</b>	<b>33,875</b>
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	9,517
電 子 記 録 債 務	10,370
一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,635
リ ー ス 債 務	105
未 払 金	957
未 払 法 人 税 等	2,554
契 約 負 債 金	6,009
賞 与 引 当 金	989
役 員 賞 与 引 当 金	136
完 成 工 事 補 償 引 当 金	78
工 事 損 失 引 当 金	40
設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	411
そ の 他	1,068
<b>固 定 負 債</b>	<b>17,439</b>
社 債	5,000
長 期 借 入 金	8,143
リ ー ス 債 務	153
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,630
役 員 株 式 給 付 引 当 金	171
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	111
そ の 他	228
<b>負 債 合 計</b>	<b>51,314</b>
(純 資 産 の 部)	
<b>株 主 資 本</b>	<b>77,216</b>
資 本 金	4,000
資 本 剰 余 金	4,917
利 益 剰 余 金	70,456
自 己 株 式	△ 2,157
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,950
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,542
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 267
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 325
<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,256</b>
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>80,423</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>131,738</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		126,908
売上原価		107,677
売上総利益		19,230
販売費及び一般管理費		8,773
営業利益		10,457
営業外収益		
受取利息配当金	254	
持分法による投資利益	108	
固定資産賃貸料	285	
補助金収入	1,000	
受取保険金	507	
為替差益	456	
その他の	428	3,040
営業外費用		
支払利息	35	
固定資産賃貸費用	155	
固定資産除却損	15	
貸倒引当金繰入額	31	
借入手数料	100	
その他の	33	372
経常利益		13,125
特別利益		
固定資産売却益	191	
その他の	0	192
特別損失		
投資有価証券評価損	53	
在外支店における送金詐欺損失	734	
その他の	1	789
税金等調整前当期純利益		12,528
法人税、住民税及び事業税	4,296	
法人税等調整額	△ 278	4,018
当期純利益		8,509
非支配株主に帰属する当期純利益		102
親会社株主に帰属する当期純利益		8,406

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	4,000	4,917	63,624	△ 2,156	70,385
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 46		△ 46
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,000	4,917	63,577	△ 2,156	70,338
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,527		△ 1,527
親会社株主に帰属する当期純利益			8,406		8,406
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	6,878	△ 0	6,878
2022年3月31日残高	4,000	4,917	70,456	△ 2,157	77,216

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	2,476	△ 225	△ 700	1,550	1,176	73,113
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 46
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,476	△ 225	△ 700	1,550	1,176	73,066
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,527
親会社株主に帰属する当期純利益						8,406
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	65	△ 41	375	399	79	479
連結会計年度中の変動額合計	65	△ 41	375	399	79	7,357
2022年3月31日残高	2,542	△ 267	△ 325	1,950	1,256	80,423

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,565</b>
現金預金	17,664
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	47,232
電子記録債権	6,072
未成工事支出金	9,678
材料貯蔵品	26
前払費用	211
短期貸付金	61
未収消費税	2,884
その他	734
<b>固定資産</b>	<b>42,491</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,402</b>
建物・構築物	8,111
機械・運搬具	3,572
工具器具・備品	271
土地	6,899
リース資産	199
建設仮勘定	348
<b>無形固定資産</b>	<b>300</b>
借地権	37
リース資産	42
ソフトウェア	132
その他	87
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,788</b>
投資有価証券	8,867
関係会社株式	2,100
長期貸付金	2,234
事業保険料	1,135
繰延税金資産	898
貸付不動産	6,857
長期性預金	244
その他	926
貸倒引当金	△ 478
<b>資産合計</b>	<b>127,056</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>33,056</b>
支払手形	170
電子記録債権	10,785
工事未払金	8,908
一年内返済予定の長期借入金	1,608
リース債務	99
未払金	910
未払費用	748
未払法人税等	2,464
契約負債	5,612
預り金	164
賞与引当金	884
役員賞与引当金	107
完成工事補償引当金	78
工事損失引当金	40
設備関係電子記録債権	411
その他	62
<b>固定負債</b>	<b>16,717</b>
社債	5,000
長期借入金	8,123
リース債務	142
退職給付引当金	3,059
長期預り保証金	198
役員株式給付引当金	171
その他	21
<b>負債合計</b>	<b>49,773</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>74,750</b>
資本金	4,000
資本剰余金	4,917
資本準備金	4,645
その他資本剰余金	271
<b>利益剰余金</b>	<b>67,987</b>
利益準備金	908
その他利益剰余金	67,079
別途積立金	30,380
繰越利益剰余金	36,699
<b>自己株式</b>	<b>△ 2,155</b>
評価・換算差額等	2,532
その他有価証券評価差額金	2,532
<b>純資産合計</b>	<b>77,282</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>127,056</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		119,884
売 上 原 価		101,907
売 上 総 利 益		17,976
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,013
営 業 利 益		9,963
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	279	
固 定 資 産 賃 貸 料	283	
補 助 金 収 入	1,000	
受 取 保 険 金	507	
為 替 差 益	452	
そ の 他	382	2,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	155	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30	
借 入 手 数 料	100	
そ の 他	46	367
経 常 利 益		12,500
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	191	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	192
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	53	
在 外 支 店 に お け る 送 金 詐 欺 損 失	734	789
税 引 前 当 期 純 利 益		11,903
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,074	
法 人 税 等 調 整 額	△ 236	3,837
当 期 純 利 益		8,065

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	4,000	4,645	271	4,917	908	30,380	30,208	61,496
会計方針の変更による累積的影響額							△ 46	△ 46
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,000	4,645	271	4,917	908	30,380	30,161	61,449
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 1,527	△ 1,527
当期純利益							8,065	8,065
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	6,537	6,537
2022年3月31日残高	4,000	4,645	271	4,917	908	30,380	36,699	67,987

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	△ 2,154	68,260	2,472	2,472	70,733
会計方針の変更による累積的影響額		△ 46			△ 46
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 2,154	68,213	2,472	2,472	70,686
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 1,527			△ 1,527
当期純利益		8,065			8,065
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			59	59	59
事業年度中の変動額合計	△ 0	6,537	59	59	6,596
2022年3月31日残高	△ 2,155	74,750	2,532	2,532	77,282

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社  
取締役会 御中

2022年5月18日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹<sup>Ⓡ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柳下 敏男<sup>Ⓡ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平電業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社  
取締役会 御中

2022年5月18日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋田 秀樹<sup>Ⓔ</sup>指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳下 敏男<sup>Ⓔ</sup>

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平電業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、インターネット等を経由した手段も活用しながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

太平電業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	青 木	豊	Ⓜ
常 勤 監 査 役	山 村	康 憲	Ⓜ
社 外 監 査 役	大 村	廣	Ⓜ
社 外 監 査 役	山 田	攝 子	Ⓜ

以 上

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。  
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）の午後4時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、「2. (1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行って下さい。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)





# 第82回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地  
学士会館 202号室

電話

(03) 3292-5936

## 会場周辺図



## 下車駅

都営三田線  
都営新宿線  
東京メトロ半蔵門線  
「神保町駅」より  
徒歩約1分  
(A9出口から)

東京メトロ東西線  
「竹橋駅」より  
徒歩5分  
(3a出口から)

 太平電業株式会社

 UD  
FONT

 VEGETABLE  
OIL INK

 ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC  
www.fsc.org  
FSC® C022915

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷  
しています。